

令和2年5月15日

緊急事態宣言の解除に伴う施設の開館について

福岡県に対する新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が解除されたことに伴い、福岡国際会議場、マリンメッセ福岡、福岡国際センターについて、5月18日(月)から開館することとしました。

施設の利用に当たっては、感染予防の観点から、利用人数の制限など必要な条件がありますので、詳しくは、「MICE 施設再開における利用条件について」をご確認ください。

また、第1駐車場(立体駐車場)につきましても、同日から供用を開始します。

なお、感染拡大防止のために施設利用の取り止め・延期を行った場合の施設利用料については、当分の間、返金を行うこととします。

※新型コロナウイルスに関する最新の情報はこちらをご参照ください。

【福岡市ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokenyobo/health/kansen/nCorV.html#af>

【福岡県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>